

提言11

豊かな文化を育む生涯学習社会づくりを

1990年に制定された「生涯学習振興整備法」^(注8)はその後のバブル経済の破綻もあって、基金法人の支援による「民間事業者の活用」はすすんでいません。

また、都道府県が策定することとされた「地域生涯学習基本構想」は1996年に広島県が制定しましたが、国レベルで策定された生涯学習社会づくりは、国が想定したようには推移していないのが現状です。

国主導の政策では生涯学習振興の名のもとに、市民の学習が管理され、その主体性が損なわれ、地域に根ざした人づくりやまちづくりにつながらず、単なるイベントの繰り返しになってしまう危険性があります。

成人教育では生活権保障としての職業能力の

形成をはかるために、労働行政や高等教育機関と連携した資格取得や職業能力開発の新たな創出、また地域ごとの高等教育機関や民間・行政の教育機関のネットワークによる単位の相互認定システムの構築などが必要となります。

教育を地域に取り戻すためには、情報公開・市民参加・異議申し立て制度の確立などを前提として、それぞれの自治体が生涯学習社会づくりに向けた施策を展開していくことが必要です。

これまでの縦割り行政の枠を超えて、小中学校を地域の生涯学習の場としてとらえ直す取り組みなどで、市民参加をさらに推進し、豊かな教育・文化・スポーツが地域で育まれるような生涯学習社会を創りだしていくことが求められています。

●大阪市生涯学習支援システム概念図

